

米国教育判例にみる生徒の「情報・思想入手権」 (The Right to Receive Information and Ideas)

—連邦最高裁Pico事件判決の意義と課題—

古賀 一博

I はじめに

周知のように、米国の公教育は、法論理上、合衆国憲法修正第10条¹⁾を根拠として各州政府がその全権を有するものとされており、教科書及びその他の学校教材に関する決定権も当然ながらその中に包摂されている。そして、これら権限の実際的行使は、州の機関としてかかる権限を委任された州教育行政機関あるいは地方教育行政当局（主として地方教育委員会）がその多くを担当しており、このことはこれまで多くの判例上で確認されている。²⁾

ところが、近年、Tinker 事件³⁾に代表されるように、一般市民に対して合衆国憲法上保障される諸権利を公立学校内における生徒にも基本的に認める判例が示されたのを契機として、これまで教育委員会の権限が好意的に支持されることの多かった学校教材の決定（とりわけ学校図書館図書決定）に関する分野においても、合衆国憲法条項に規定された宗教、言論、表現の自由を根拠とする「学校内における生徒の権利保障」を求める動きが活発化してきた。1970年代に入ると、これらの権利保障を求める動きは多くの裁判闘争という型で顕在化し、下級審を中心とする司法当局の中にはかかる権利保障の動きに好意的判断を下すものも現われるようになってきた。しかし、一方ではこれまでどおり伝統的な教育委員会の権限を重視して、かかる動きに否定的判断を示す判決例も依然として存在しており、司法当局内においても未だ一致した結論を帰納しないまま今日に至っている。⁴⁾

このような状況の中で、1982年6月、連邦最高裁は学校教材(学校図書館図書を中心とした)の決定に関する分野において、はじめて学内生徒の権利に関する具体的な憲法判断を行なった。それが本稿で取り上げるPico 事件判決である。

そこで、本稿では、この連邦最高裁Pico 事件判決の内容を検討することによって、かかる判決において示された法論理上の構造を明らかにするとともに、かかる判決のもつ意義と今後に残された課題について考察することを目的とする。

II 事実の概要

1975年9月、ニュー・ヨーク州アイランド・トリート第26学区教育委員会の3人のメンバーは政治的に保守的な親で組織されたニュー・ヨーク父母連合会(Parents of New York United)の主催する会議に出席し、同連合会が「不快図書」⁵⁾として取り上げた図書のリストを入手した。同年11月、このリストをもとに学区教育委員会は所轄の公立学校図書館に所蔵される図書を調査した結果、10冊の「不快図書」が発見されるとともに、1972年にすでに承認していた第12学年の教育課程内にも一冊の「不快図書」が見つけ出された。翌年2月に、学区教育委員会はこれら11冊の図書を委員会事務局に回収し、3月には学校図書館職員を含まない4人の専門委員と4人の親からなる図書調査委員会(Book Review Committee)を設置した。同委員会は学区教育委員会

に対して問題とされる図書の「教育上の適格性」(educational suitability)について勧告することを任務としていた。図書調査委員会は学区教育委員会より提出の「不快図書」11冊を調査した結果、5冊を学校図書館へ戻し、2冊を排除し、1冊を親の承諾つきで閲覧できるようにするよう勧告した(3冊は未決)。しかし、同年7月、学区教育委員会は、かかる勧告に従わず、11冊の問題図書のうち1冊を無条件で学校図書館へ返し、1冊を親の承諾つきで閲覧できるようにしただけで、残りの9冊をすべて所轄の初等、中等学校図書館から排除する決定を下した。学区教育委員会はかかる排除の決定が「宗教的背景にもとづくものではなく、地域社会を代表する保守的教育原理、すなわち図書の内容が不適切、下品、非道徳的であり、学区内の生徒に教育上好ましくないとする考え」にもとづいてなされたことを宣誓供述書の中で主張している。

これに対して、学区内の5名の高校生とニュー・ヨーク市民自由連盟(New York Civil Liberties Union)はかかる一連の教育委員会の行為が教育上の価値にもとづくものではなく教育委員の個人的な政治的、社会的、道徳的好みによってなされたものであり、合衆国憲法修正第1条⁹⁾とニュー・ヨーク州憲法第1条⁷⁾の保障する言論・表現の自由と学問の自由を侵害するものであるとして、かかる教育委員会の行為に対する違憲の宣言的判決とその差止命令の発給をもとめて連邦地裁へ出訴した。

連邦地裁は裁判所規則に従い両当事者に陳述書を提出させ、事実審を終ることなく、この陳述書にもとづき原告(生徒側)の訴えを却ける略式判決(summary judgement)を下した。⁸⁾ 本件を担当した連邦地裁のPratt判事は「公教育の本来的機能は地域社会の基本的価値の教授である。また公立学校の管理・運営は地域住民によって選ばれた教育委員会に任されており、本件において問題とされる内容もかかる機関の権限内に包摂される」⁹⁾との見解を明示した上で、地域社会の信任を受けた教育委員会が地域社会の基本的価値と相反すると判断して問題の図書排除の決定を下している以上、司法はその行為に干渉できないとの立場をとっている。

原告側はこの判決を不服として二審へ控訴した。二審の第2巡回区控訴裁判所は原判決を破棄して事実審への差戻しを命じた。¹⁰⁾ 二審のSifton判事は「修正第1条の諸価値に関連する決定において、単に教育委員会メンバーの個人的好みや政治哲学が決定要素となることは他人の異なる見解を合理的に抑える根拠となり得ない」¹¹⁾とした上で、本件の場合、学区教育委員会の決定がかかる状況の下になされた可能性もあり、さらに十分な審理の必要性がある以上、略式判決は認められないと述べている。

今度は、この判決を不服として教育委員会側が連邦最高裁へ上告受理(Certiorari)の申し立てを行った。連邦最高裁はこの上告受理の申し立てを認め、事案は最高裁で審理されることになった。

Ⅲ 連邦最高裁の判決内容

連邦最高裁は、5対4の僅少差であったが、控訴審判決を支持して事案を事実審へ差し戻す判断を下した。しかしながら、本件においてはその後の先例(binding precedent)となる法廷意見(majority opinion)は述べられず、あくまで事実審への差し戻しという結論を帰納したBrennan判事ら5人の多数意見(plurality opinion)と各判事の補足意見、反対意見(dissenting opinion)の計7つが示されたにとどまっている。

従って、法論理上は、今後同種の事件が司法当局へ係属されても、本件において示された各意見は拘束性を有するわけではない。にもかかわらず、本件が注目されるのは、まず連邦の最高裁がこの種の事件（学校教材の決定をめぐる教育委員会と生徒との権利、権限関係に関する事件）において初めて具体的憲法判断を行なったこと、しかもその判決内容が生徒の学内における修正第1条の権利（情報、思想入手権）保障を好意的に支持する立場を示唆していたこと、さらに「上級裁判所の尊敬すべき裁判官によって述べられた合理的意見である場合には、いわゆる説得的権威として後の事件の裁判に与える影響は大きい」¹³ という指摘もあるように、今後の学校教材決定をめぐる事件やその種の実際の行政を担当する当局にすくなく影響を与えうると推測されるからである。事実、本件判決後、教育行政機関の中には本件判決内容を尊重して、学校教材の決定に関してその政策を変更しているとの報告もある。¹³

そこで、以下、本件において提示された各意見の内容を要約的に整理してみることとする。

1. [Brennan 判事多数意見—— Marshall, Stevens 両判事同意, Blackmun 判事1部を除き同意]¹⁴

多数意見を代表して、Brennan 判事は本件における問題がきわめて限定的状況の下にあることを強調している。すなわち、本件において問題とされるのは、公的な教育課程や教科書とは関係なく、あくまで任意に生徒が選択し得る学校図書館の図書であり、しかもかかる図書の選定・購入ではなく、排除に関するものであること、さらには教師の学問の自由 (Academic Freedom) に関する問題は含まれていないことなどである。そして、以上の限定的状況の下で、合衆国憲法修正第1条（以下一修正第1条）が学校図書館から図書を排除する教育委員会の裁量権に何らかの制限を課すものかどうか、さらにもし制限を課すとすれば、それはどのような場合であるのか、また本件において提出された証拠で教育委員会の行為が修正第1条に抵触するといえるかどうかの諸点を中心に検討を加えている。

Brennan 判事は、まず学校の管理・運営に関して地方教育委員会が幅広い裁量権 (broad discretion) を有することを認めつつも、かかる権限が無制限でないことを強調する。彼によれば、「合衆国憲法は表現の自由の必然的結果 (corollary) として情報や思想の入手権を保障しており、かかる権利は直接表現の自由を行使する側にとって不可欠であるばかりでなく、その情報や思想を入手する受手 (recipients) の側にとってもその表現の自由を実質化せしめるために必要不可欠な前提条件である」¹⁵ とされる。そして、かかる「表現の自由」に黙示的に包摂される「情報・思想入手権」をもとに生徒は「彼らがまもなくその構成員となるであろう多様でかつ論争的な社会へより積極的かつ効果的参加」¹⁶ を果しうるとされている。さらに、彼は学校図書館の役割、すなわち「生徒に対して未知なるものを探求させたり、定められたカリキュラムではカバーできない関心領域や思想を発見させたり、それらの思想を教室の内外で分析・展開させたりする」¹⁷ 役割を取りあげ、公的教育課程に一般に拘束されない学校図書館であるからこそ、「情報・思想入手権」が特に保障されねばならず、教育委員会の裁量権が制限されると主張する。

次に、Brennan 判事はどのような場合教育委員会の裁量権行使（学校図書館からの特定図書排除行為）が生徒の修正第1条の権利（情報・思想の入手権）を侵害すると考えられるのかという点について論及している。彼は、「修正第1条は教室に正統性のとばり (a pall of orthodoxy) をおろす法を認めていない」ことを判示した先例 (Keyishian 事件)⁸ を引用して、「連邦憲法(修

正第1条 — 筆者)は思想の公的抑圧 (official suppression of ideas) を認めておらず、教育委員会の裁量権が偏狭な党派のかつ政治的方法で行使される」¹⁹ 場合、生徒の修正第1条の権利を侵害するとの見解を明示している。そして、かかる「偏狭な党派のかつ政治的方法」とは具体的にどのような方法なのか、また、どうやってそれと認定するのかという点についてさらに考察を加えている。

Brennan 判事は裁量権行使の「動機 (motivation)」が問題の鍵をにぎることを強調する。彼によれば、教育委員会が学校図書館から特定図書を排除する決定を下す際、いかなる「動機」がその「決定的要因」(the decisive factor)であったのかが問題なのである。すなわち、彼の言葉を借りれば、「教育委員会のメンバーが単に同意できない思想を内容上含んでいるとか、政治的、国家主義的、宗教的思想及びその他の見解において正説たるべしとする内容を生徒に強制する」²⁰ ことを決定の主要な動機として特定図書を排除すれば、それは「偏狭な党派のかつ政治的方法」において決定されたものであり、「思想の公的抑圧」とみなされる。つまり、修正第1条に包摂される「情報・思想の入手権」にもとづいた生徒の情報請求に対し、「偏狭な党派のかつ政治的方法」で教育委員会の裁量権 (特定図書の排除) が行使されること、換言すれば請求の情報・思想を提供しないことが連邦憲法の禁止する「思想の公的抑圧」にあたるわけである。逆に、「図書の全般を通して下品 (pervasively vulgar) であること」や「教育的適格性 (educational suitability) (たとえば道徳性、上品さ、年齢や学年に適応したもの) にもとづいていること」を決定的要因とする図書の排除は、思想の公的抑圧を意図したものとみなされず、合理的動機にもとづくものであり容認されるとの見解も提示している。

最後に、Brennan 判事は、本件において提出された証拠だけで地裁が (教委会勝訴の) 略式判決を下したことが妥当であったかどうかについて論及している。彼によれば、教育委員会が特定図書の排除を決定した際、いかなる動機がその決定的要因であったのかが問題なのであり、提示された教育委員会側の証拠だけでは排除に至った決定的要因を認定するのに不十分であるとされる。さらに、本件提示の事実、すなわち、教育委員会が学校図書館司書、教師、教育長、図書調査委員会の特定図書排除に関する勧告を無視したこと、図書排除の手続きが非公式で恣意的であったこと、外部の政治的組織が作成したリストに基づいて排除がなされたこと等の事実を考慮に入れると、党派のかつ政治的意図に基づいて排除の決定がなされた可能性もあり、教育委員会の特定図書排除の動機をめぐって、さらに精査の必要な争点が存在するとも述べている。以上の点から、彼は地裁の略式判決を破棄し、事案を事実審へ差戻すことに決した控訴裁判決を支持する結論を提示している。

2. [Blackmun判事補足意見]

Blackmun 判事は、多数意見と同様に控訴裁判決支持の立場に同意しつつも、憲法の禁止する「思想の公的抑圧」の定義及びその適用範囲の二点に関しては多数意見と異なる見解を提示している。

まず、彼は公立学校の役割をアメリカ制度の基本である民主主義の維持に必要な諸価値を教授することとした上で、学校図書館も当然ながらかかる役割の一翼を担うものであり、多数意見のいう特別な役割をもつものではないという。そして、「思想の公的抑圧」を「特定図書が専らその内容に関して政治的、社会観的理由からだけで差別され、それ (そこに含まれる思想・情報—

筆者)への接近(access)が否定されること」²³と定義し、連邦憲法の禁止するかかる思想の公的抑圧は学校全体、すなわち、学校図書館図書 exclusion のみならず、その選定、さらには公的に定められる教育課程及び教科書の決定にまで及ぶと主張している。

多数意見が本件問題の範囲をあくまで学校図書館図書の排除に限定した上で、「情報・思想の入手権」を修正第1条の「表現の自由」に黙示的に包摂される権利として設定している点、さらに、「かかる入手権にもとづいて生徒から要求される情報・思想を教育委員会がその偏狭な党派的・政治的方法によって提供しないこと」を「思想の公的抑圧」とみなしている点とは大きく異なっている。

Blackmun 判事によれば、学校は「思想の多様性尊重を教授する」場なのであり、教育委員会はあくまで「政治的中立」という合理的基準でその裁量権を行使しなければならないのである。

3. [White 判事補足意見]²³

White 判事は、もし問題の図書の内容が下品であるという理由から排除されたのならば、本件はあくまで下級審レベルにおいて解決されるべき問題であるし、もし最高裁の判断を仰がねばならないほど重要な修正第1条に関する問題が存在するならば事実審による「より十分な事実の検討と精査」の後でもっと十分に審理されるべきであると述べ、最高裁が事実関係不十分のまま不必要な意見を軽率に論ずべきでないことを指摘している。従って、彼は、あくまで最高裁は控訴裁判決を確認し、事案を事実審へ差し戻すだけでよかったと判断している。

4. [Burger 長官反対意見]²⁴

Burger 長官は、本件における争点を次の二点に整理して反対意見を述べている。すなわち、第1に、地域社会の学校は公選による教育委員会によって運営されるのか、それとも連邦の裁判官と十代の生徒によって運営されるのかという点、第2に、道徳性、上品さ、教育上の適格性という諸価値は教育委員会が学校図書館図書の内容を決定する際、有効な基準となり得るのかという点である。

まず、Burger 長官は学校内における生徒の憲法上の権利を基本的に認めつつも、本件問題の図書が一般の公立図書館等において入手できる点、教室及びその他の場所において議論されることを制限されていない点を挙げ、本件の場合、修正第1条の権利が侵害されたとは解せられないとの立場を明示している。そして、「情報・思想の入手権にもとづいて生徒は自らの希望する特定図書を入手でき、教育委員会はその特定図書(情報・思想)を提供する義務を有する」とした多数意見を今まで容認されたことのない考えであるときびしく非難している。彼は学校図書館の役割を基本的諸価値の教授ととらえ、かかる役割の遂行にはどうしても価値の選択、内容の判断が不可欠であるという。そして、かかる価値の選択、内容の判断をまかされているのは、当然ながら地域社会の信任を受けた公選の教育委員会なのであり、かかる教育委員会の決定に誤りがあれば、選挙によって是正されるとし、司法が図書の決定に関する基準を示す立場でないことを強調している。

また、Burger 長官は多数意見提示の「道徳、上品さ、教育上の適格性」という図書決定基準が教育委員会の図書決定の際、有効な基準となるかどうかに関しても否定的態度を取っている。彼によれば、「教育上の適格性」という言葉は「基準なき用語」であり、多数意見の主張するような「図書の内容全体を通した下品さ」は必要ではなく、「単一の詩、単一の章、単一のページ」

が下品であるだけで十分な排除の理由となり得るとされる。総じて Burger 長官は多数意見の提示した基準のあいまいさを強く批判している。

最後に、Burger 長官は多数意見が問題を学校図書館の図書排除に限定している点を理論的矛盾として指摘している。すなわち、任意の学校図書館図書よりも公的な教育課程や教科書の方がより「正統性のとばり」を課せられる可能性を有しているのに、なぜ学校図書館に問題を限定するのか、また図書の購入をしない決定（選定に関する決定）も排除に関する決定と同様に多数意見のいう生徒の情報入手権を侵害しうるはずなのに、なぜ排除にのみ問題を限定するのかという点である。これらの点は次に述べる Powell, Rehnquist 両判事も同様に指摘しているところである。

5. [Powell 判事反対意見]²⁹

Powell 判事も Burger 長官と同様に、生徒の「情報・思想の入手権」をこれまで容認されたことのない新権であるとして認めず、多数意見が提示する図書の決定基準を「基準なき基準」(standardless standards)として、そのあいまいさを指摘している。彼によれば、多数意見の見解は「教育委員会の権限とその有効性」を弱体化することにつながるものであり、伝統的な教育委員会の役割（地域社会の基本的価値の教授）は破壊されることになるとされる。

6. [Rehnquist 判事反対意見]²⁹

多数意見に対して、最も分析的な批判を加えているのが Rehnquist 判事である。彼は最高裁の憲法判断はあくまで提出された陳述書の実事のみに基づいて行なわれるべきであるのに、多数意見が陳述書以外の事実をもとにその論を展開している点を指摘しつつ、多数意見の内包する問題点を次のように批判している。

まず、彼は政府の役割を「主権者としての役割」と「教育者としての役割」の二つに区別し、本件の場合、「教育者としての役割」を政府（教育委員会）は担っているとしている。彼によれば、主権者としての役割を有する政府は本件において問題とされているような図書の入手制限を一般社会において認められるはずもなく、きびしい憲法上の制約を負う。しかし、教育者としての役割を有する政府は公立学校において一定の基本的価値教授という責任を有している以上、当然ながら主権者としての役割を有する政府が行為する場合よりも憲法上の制約が軽減されるよう考慮されるべきであるという。従って、彼は教育委員会が自らの「個人的、社会的、政治的、道徳的」判断をもとに不適切と思われる図書を排除したとしても、生徒の修正第 1 条の権利を侵害すると考えるのは相当ではないとの見解を明示している。

次に、彼は多数意見の提示した「情報・思想の入手権」が生徒の修正第 1 条の権利（思想の入手ではなく、直接的な表現の自由）を認めた Tinker 事件やその他の教育関係の最高裁判決にも見当らず、法的根拠に欠けるといふ。さらに、生徒の情報、思想の入手が一般図書館や授業での討論において保障されていることを考慮すれば、生徒の情報・思想の入手が制限されているとは解せられないとも述べている。

第 3 に、彼は、多数意見の「学校図書館のもつ特別な役割」について論及している。彼によれば、教育者が必要と考える思想・情報以外の思想・情報を学校内において生徒が入手し得る権利は基本的価値の教授という公立学校の役割に対立するものであり、かかる権利を学校図書館内において保障することは容認されない。本来、教育とは選択された思想・情報の提供からなるもの

であり、提供されない思想・情報の決定は教育課程の選定と同様に重要なのである。公立学校が本来「教化的機能」(inculcative function)を担うものである以上、かかる学校の図書館もその役割を補完するものとして存在しているのである。従って、かかる図書館は「自由な知的探究(free-wheeling inquiry)のために設置されたものではなく、教育課程と同様に、基本的技術と思想の教授のために設けられたものであり、多数意見のいう「情報・思想の入手権」は選択された情報・思想の伝達のために設けられた公立学校には適用され得ないのである。

第4に、Rehnquist 判事は、Burger, Powell 両判事と同様、「情報・思想の入手権」が学校図書に排除にのみ適用されている点に疑問を投げかけている。彼は、「たとえかかる権利が存在するとしても、図書の選定・購入に関してこの権利を認めないのであれば、教育委員会は図書の排除の場合と同様に選定・購入の時点で特定図書の内容の入手を阻むことができ、図書の選定・購入と排除の間には実質的意味の差違がないのではないかと指摘している。さらに、彼は排除の「動機」に関して、容認される合理的動機とそうでない動機の厳密な区別やいかなる動機が主要な決定要因であるかの判断はきわめてむずかしく、かなりのあいまいさが残ることも指摘している。Rehnquist 判事は多数意見の「思想の公的抑圧」という概念が内容上あいまいであると同時に、判例上も先例のないものであるとして否定し、かわりに本件では Tinker 事件の判決原理、すなわち「特定の思想の禁止は少なくとも学校の業務や規律に対して実質的かつ重大な妨害を避ける必要があるという証明がなされないかぎり、憲法上認められない」とする原理が適用されるべきことを主張している。

7. [O'Connor 判事反対意見]²⁷⁾

O'Connor 判事は、本件教育委員会の一連の行為は個人的には同意できるものではないとしながらも、図書の教育的適性の決定は裁判所ではなく選挙された教育委員会の仕事であるとする。従って州制定法に教育委員会の権限として図書の選定・購入権がある以上、その排除権も教育委員会に存在するとの見解を提示している。

IV 考 察

本件における最高裁各判事の見解は、White 判事を除けば、修正第1条の権利が基本的には生徒に対しても認められるという点では一致している。しかし、かかる修正第1条の権利の理解及びその適用範囲、さらには図書決定の際の基準等をめぐっては、各判事の意見がすどく対立している。これらの対立は、究極的には学内における生徒の知的自由(Intellectual Freedom)と教育委員会の裁量権の両者がどの程度及び範囲でバランスをとり得るのかという点に帰結するものと考えられる。

そこで、本節ではこの「学内における生徒の知的自由」と「教育委員会の裁量権」の各側面から本件判決のもつ意義を考察するとともに、補足意見及び反対意見の中にみられる多数意見との対立点を整理することにより本件判決のもつ課題を明らかにしたい。

1. 「学内における生徒の知的自由」保護の側面

本件判決を「公立学校における研究の自由の大勝利」²⁸⁾であるととらえる動きも一部(例えば NEA)には存在するが、判決の内容を十分に精査すれば、必ずしも上述のような結論には至らないのではないだろうか。たしかに、公立学校における知的自由を拡張しようとする人々にとっ

ては、これまで一般には認められてこなかった教材決定の分野において、連邦の最高裁が初めて実質的な憲法判断を行ない、しかもその判断が学内における生徒の知的自由に対してこれまで以上に好意的であった点は意義ある勝利といえよう。しかし、「思想の抑圧のために意図された学校図書館図書の排除は憲法違反であるとする原理」を支持する判事が9人中5人で僅少差であり、最高裁内部においても十分に一致した結論でないこと、また排除の対象があくまで学校図書館図書に限定され、公的な教育課程や教科書の決定さらには学校図書館図書の選定行為自体は対象とされていないこと等を考慮すれば、あくまで限定的かつ部分的勝訴とみるのが妥当と考えられる。先にも述べたように、本件判決はあくまで事実審への差し戻しという結論を帰納した多数意見の提示にとどまっており、法廷意見ではないため、法論理上、下級審さらには最高裁自身も本件提示の見解に従う義務はない。従って、今後、同種の事件が下級審レベルで審理の対象とされることが多分に予想されるし、最高裁自身、その保守的構成とこれまでの保守的判決傾向からすれば本件提示の意見を変更することもありえないわけではない。事実、今回の判決は5対4というきわどい差であるわけで、1人の判事が意見を変更するか、あるいは1人の判事の交代で多数意見がくつがえされる可能性がないともいえないからである。

もちろん、実際のところは、マサチューセッツ大学のシーメル教授 (David Schimmel) の指摘にもあるように、権威ある裁判所が「(連邦憲法条項に直接かかわる — 筆者) 重要な法原理を不安定に変更するとは思えない」²⁹⁾ ととらえる方が無難ではある。なぜならば、5対4というきわどい差は、排除の対象となった「不快図書」の内容があくまで「わいせつ性」を問題としたものであり、Tinker 事件のように政治的思想の抑圧と関係したものでなかったために生じたと考えられるからである。つまり、本件問題の「不快図書」が直接的に政治的思想問題とかわるものであったならば、最高裁各判事の多数意見への支持はもっと多くなったと推測されるわけである。事実、反対意見をのべた Rehnquist 判事と O'Connor 判事は「わいせつな図書に関する事件というよりむしろ直接的に政治的思想の抑圧に関係した事件においてなら異なる判断を下していたであろう」³⁰⁾ と述べているし、Rehnquist 判事は特定政党支持の図書や人種差別廃止支持の図書を排除するために、教育委員会が偏狭な党派的立場で裁量権を行使することをはっきりと否定している。実際、Rehnquist 判事はこれまで、政治的思想の抑圧に関係した事件においては Tinker 事件の法原理を適用し、学校教育に対する実質的干渉や妨害をふせぐため以外には、特定思想や見解を抑圧できないことを支持してきている。おそらく、Burger 長官と Powell 判事だけは「修正第1条は教育委員会の図書排除に関する裁量権に対しては適用されない」とする従来の保守的見解を支持するものと推測されるが、Rehnquist 判事と O'Connor 判事に関する限り、たまたま本件の場合、原告の Island Trees 教育委員会が修正第1条の規定を侵害しているとは判断しなかったにすぎないとみる方が相当であろう。

このような見解に立つならば、本件判決は、学内における生徒の知的自由を拡張しようとする人々にとって、あくまで限定的かつ部分的勝訴ではあるが、5対4という数字が示すほど本件提示の多数意見が不安定に変更されるとは考えられず、むしろ今後、各教育委員会が行なう学校図書館図書の恣意的・専断的排除に対し、それを抑制する一定の歯止めになることが十分予想され、この点に関して一応の成果を上げたともみるべきであろう。

2. 「教育委員会の裁量権」保護の側面

本件判決後、原告の Island Trees 教育委員会は、問題となった 9 冊の図書を学校図書館へ戻し、生徒の閲覧に供するようにするとともに、同委員会の長である Frank Martin は「本判決は、国内の全ての親と教育委員会に対し、大きな損害を被らせるものである。」³⁰⁾との声明を出した。

たしかに、本件に関する限り教育委員会側の実質的敗訴であることは否めないが、Frank Martin の指摘ほど、本件判決が教育委員会の裁量権に「大損害」を被らせるとも思えない。むしろ、教育委員会側が本判決を積極的・建設的に受けとめるならば、教育委員会の正当な裁量権の行使に対する可法の再確約を得るとともに、学校図書館図書を排除する場合にも一定の合理的基準のもとで行なえば正当たりうとの法的根拠を手に入れたとも受けとることができるのではないだろうか。というのは、第 1 に、教育委員会の特定図書排除権そのものが否定されているわけではなく、むしろ「教育的適性」とか「図書の全般を通した下品さ」さらには Island Trees 教育委員会が同図書調査委員会に提示した「上品さ、年齢・学年への適格性」等は排除の一定の合理的基準として積極的に認められているからである。第 2 に、教育委員会の特定図書排除の決定に対し、生徒が異議申し立てを行なう場合、かなり難しいであろう証拠を示さねばならないからである。つまり、多数意見によれば、生徒は教育委員会の違憲の意図（思想の公的抑圧）を証明しなければならないだけでなく、かかる意図が図書排除の決定において決定的要因であることも証明しなければならないのである。たとえば、思想の公的抑圧が図書排除の動機の 1 つであったとしても、それだけでは生徒側の勝訴とはならず、その動機が図書排除の決定的要因であることを証明しなければ、教育委員会の図書排除行為は違憲とはみなされないのである。第 3 に、多数意見は、教科書の決定をはじめとする公的教育課程に関する事項については、従来どおり教育委員会の絶対的裁量権を再確認しているからである。Brennan 判事は教育委員会が地域社会の諸価値を教化する義務を有していることを理由に「カリキュラム事項に関し教育委員会が絶対的裁量権を主張することは当然のことである」³¹⁾と述べている。教育委員会の全般的な裁量権からみれば、たとえ本件が教育委員会の図書排除権に若干の制限を課したとしても、かかる制限をうめ合わせるだけの裁量権が十分に保障されているとも考えられるわけである。

このように、本件において示された多数意見の見解は、教育委員会の裁量権を深刻に制限するものとは思われず、むしろ教育委員会の裁量権を改めて確認するとともに、見方を変えれば、教育委員会が特定図書の排除を決定する前に踏むべき手続きと使用すべき合理的基準を単に明示したにすぎないとも受けとれよう。

3. 反対意見及び補足意見にみられる批判点

先の考察から明らかなように、本件判決は「学内における生徒の知的自由」を拡張しようとする人々にとっても、「教育委員会の裁量権」を保持しようとする人々にとっても、全面的勝訴でもなければ、全面的敗訴でもない。むしろ、両者の権利・権限を調和的に保障しようと考えた結果であると考えられる。この「両者の権利・権限の調和的保障」は本件判決の最も意義深い成果ではあるが、さらに問題を煮詰め、解決しなければならない課題が存在しないわけではない。そこで、以下反対意見及び補足意見にみられる多数意見への批判点を通して、本件が内包するいくつかの課題を明らかにしたい。

まず、第 1 の批判点は「情報・思想の入手権」という新権利 (New Right) の設定である。多数意見を述べた Brennan 判事らは修正第 1 条の権利（表現の自由）を情報・思想の送り手の権利

のみならず、それを受け取る受け手の権利でもあるとして、かかる表現の自由に黙示的に包摂された権利を「情報・思想の入手権」とする。そして、かかる権利にもとづく生徒の情報・思想の提供要求に対して当局が偏狭な党派的、政治的な動機を主要な決定要因としてその提供を否定することが憲法の禁止する「思想の公的抑圧」ととらえている。しかし、補足意見を述べた Blackmun 判事は「特定の思想・情報がその内容に関して専ら政治的、社会観的理由からだけで差別され、それ（そこに含まれる思想・情報一筆者）への接近が否定されること」自体が「思想の公的抑圧」なのであり、わざわざ生徒の「情報・思想の入手権」を設定しなくとも、また生徒が特定の情報・思想の提供を要求する、しないにかかわらず、学校全体において当局は常に特定の情報・思想を政治的に差別できないと主張している。つまり、Blackmun 判事は多数意見よりもっと広範囲かつ徹底した生徒の権利保障を主張しているわけである。これに対して、反対意見の各判事らは「情報・思想の入手権」がこれまでの先例に見当らず、法的根拠に欠けるとして、その存在を認めていない。中でも、Rehnquist 判事は多数意見が「情報・思想の入手権」のよりどころとしている「思想の公的抑圧」そのものにも疑問を投げかけるとともに、一般社会と同レベルで学校を取り扱うことを批判し、学校の本来的役割（一定の価値基準で選択された思想の教授）を考慮すれば、当然ながら教育委員会の裁量権行使に対する規制はゆるやかであるべきと主張している。

第2の批判点は「情報・思想の入手権」の適用範囲である。多数意見はかかる権利の適用をあくまで学校図書館図書、しかもその排除にのみ限定している。そして、その理由として学校図書館が公的な教育課程に拘束されず任意の図書を取り扱っている点、学校図書館が独自の役割（生徒に対して未知なるものを探求させたり、定められたカリキュラムではカバーできない関心領域や思想を発見させたり、それらの思想を教室の内外で分析・展開させたりする役割）を担っている点、さらに図書の選定・購入の決定と排除の決定には明らかな相違がある点を挙げている。しかし、補足意見を述べた Blackmun 判事は図書の選定・購入の決定と排除の決定に明白な相違がある点では一致した考えを示しているが、学校図書館の独自の役割に関してはそれを認めず、あくまで学校全体において生徒の修正第1条の権利が同じように認められるべきと主張している。これらに対して、反対意見の各判事らは多数意見が「情報・思想の入手権」を学校図書館図書の排除にのみ限定していることを論理的矛盾としてきびしく批判している。まず、反対意見の各判事らは特定図書を排除することによって、多数意見のいう「思想の公的抑圧」が可能であるとすれば、当然ながらその図書を選定・購入しないとする決定においても「思想の公的抑圧」が可能であるはずと主張し、図書の選定・購入と排除の決定との間には実質的相違はほとんどないという。にもかかわらず、多数意見が図書の排除にのみ「情報・思想の入手権」を適用することは論理的矛盾といわざるを得ないと批判している。さらに、反対意見の判事らは、学校図書館はあくまで学校教育の本来的役割（一定の基本的価値の教授）の一翼を担うものにすぎず、特別な役割を有するものではないとした上で、多数意見が「修正第1条は正統性のとばりを教室において課することを認めず、思想の公的抑圧を禁じている」と主張した点を取り上げ、もしそうであるならば公的教育課程や教科書の方こそが任意の学校図書館図書よりも「正統性のとばり」を課せられる可能性が高く、公的教育課程や教科書にこそ「情報・思想の入手権」が保障されるべきであるのに学校図書館のみに「情報・思想の入手権」が限定されるのは論理的に一貫しないと批判

している。

第3の批判点は図書排除の基準の問題である。多数意見は「教育委員会メンバーが単に同意できない思想を内容上含んでいるとか、政治的、国家主義的、宗教的思想及びその他の見解において正説たるべしとする内容を生徒に課すこと」を主要な動機として特定図書を排除することを「思想の公的抑圧」とみなし、これを認めず、替りに「図書の全般を通して下品であること、教育上の適格性」等が排除の主要な合理的基準として使用されるべきであるとする。補足意見のBlackmun判事は、「教育課程との関連性、文章の質、生徒の年齢・学年への適切性」という政治的に中立な基準が使用されるべきであると主張している。これに対して、反対意見のBurger, Powell判事は多数意見のいう「教育上の適格性」を「基準なき基準」であり、正確な判断基準となり得ないと批判している。Burger長官は、さらに「図書の全体を通した下品さ」に関しても、その必要性を認めず、一部の部分に下品さが存在すれば十分に排除の対象となりうることも指摘している。Rehnquist判事も決定の主要な動機と主要でない動機の区別がきわめて困難である点を取り上げている。総じて、反対意見の各判事は、多数意見が提示した図書排除の基準があまりに広範囲でかつあいまいである点をきびしく指摘しているといえる。にもかかわらず、反対意見の中に多数意見の提示した基準を上回るような明確な基準は示されていない。唯一、Rehnquist判事のみがTinker事件判決原理の「特定の思想の禁止は少なくとも学校の業務や規律に対して実質的かつ重大な妨害を避ける必要があるという証明がなされないかぎり、憲法上認められない」という基準を提示しているが、これさえも「実質的かつ重大な妨害」が具体的にいかなるものかという点を考えると、必ずしもあいまいさの残らない明確な基準とは言い難いと思われる。

以上のような反対意見及び補足意見の批判点を通して、本件の有する問題点は次のように集約できる。まず、学校社会と一般社会を全く同じレベルで取り扱うこと自体は当然問題であろうが、学校の図書館に関する限り一般の図書館に近い機能を有しているにとらえれば「情報・思想の入手権」という新権利の設定はあながち不自然であるとも思えない。しかし、もしそうであるとするならば、なぜ学校図書館図書の排除のみにかかる権利の適用を限定するのか、選定・購入をも含めた学校図書館全体の範囲にその適用を広めないのだろうか。なるほど、多数意見の「排除と選定の間には一定の意図の相違があり、一度選定した図書を排除する場合にはより綿密な精査が必要である」との主張は理解できなくはないが、論理上、学校図書館が一般の図書館に近い機能を有しているとするならば、当然その選定・購入も適用範囲に含めなければ首尾一貫しているとはいえないのではないだろうか。「情報・思想の入手権」そのものの設定が法的根拠に欠けるものかどうか、またその適用が学校教育問題に関する事件になじむものであるかどうか、さらには学校図書館と一般図書館の機能を同義的に取り扱い、学校図書館に公的教育課程や教科書以外の特別な役割を付与すべきかどうかは、今後の判例の蓄積を待つしかなく、現時点で結論を出す段階ではないが、すくなくとも「新権利」の適用を排除にのみ限定するのは論理的に疑問点を残しているように思われる。

次に、多数意見は「修正第1条が教室内に正統性のとばりをおろすことを禁じている」という見解を提示するが、仮にそうであるとするならば、反対意見のいう通り教科書や公的教育課程の方が任意の学校図書館図書よりも明らかに強い「正統性のとばり」を課せられる可能性が高いといわざるを得ない。にもかかわらず、教科書や公的教育課程には「情報・思想の入手権」は適用

されておらず、大きな論理的矛盾である。さらにいうならば、学校図書館図書の場合でも、先に述べたごとくその排除にしか同権利の適用を認めないならば、図書の選定の時点で特定の思想・情報を有する図書を意図的に選定からはずせば、十分に「正統性のとばり」を課すこともできるのではないだろうか。たぶん、多数意見は教育委員会の裁量権と学内生徒の知的自由の両者を同時にかつ調和的に保障しようとする姿勢を保持するが故に、学校図書館図書に対する法原理・構造は教科書、教育課程にはなじまないとの判断を下したものと推測されるが、この点どうしても反対意見の指摘する矛盾はぬぐいされない。

最後の問題点として、図書排除の基準がある。多数意見の「図書の全般を通した下品さ、教育上の適格性」、Blackmun 判事のいう「教育課程との関連性、文章の質、年齢・学年への適切性」、Rehnquist 判事のいう「学校の業務や規律に対する実質的かつ重大な妨害」、どれも常識的線では一応うなずける基準ではあるが、いま一つの具体性にとぼしい。解釈の仕方によれば、どの基準もそれを使用する者の恣意的判断でさまざまに異なって解釈、運用される危険性をはらんでおり、すべての教育行政当局が一致した解釈・運用のできるようなより具体的基準の設定が望まれる。さらに付言するならば、多数意見のいう図書排除の決定的動機とそうでない動機の判別も、現実の問題としてはかなり難しく、より客観的判別方法の提示も必要であろう。

以上のように、連邦最高裁 Pico 事件判決は学校教材決定（学校図書館図書の排除）の分野において、はじめて具体的憲法判断を示し、学内生徒の権利を好意的に支持する立場を示唆するとともに、かかる権利と教育委員会の権限を対立的にはとらえず、むしろその両者を調和的に保障しようとした点では、一応の成果を上げたものの、前述のような解決すべき問題点も依然内包したままである。今後、「学校図書館をも含む公立学校の本来的役割」³⁾に関する統一見解を含め、これら問題点に対する連邦最高裁の明確な判断が早急に望まれるところである。今後の判例動向を注目してゆきたい。

(注)

1) 本稿で引証される連邦憲法の主要条項は以下のとおりである。なお、日本語訳は檜山武夫『アメリカ憲法史研究』（1958）によった。

修正第1条 「連邦議会は、国教の樹立または信仰の自由な実行に関する法律を制定してはならない。また言論及び出版の自由を制限し、或は人民が平穩に集會し、または苦痛の救済を求めて政府へ請願する権利を侵してはならない。」

修正第10条 「この憲法によって合衆国に委任されていない権限は、夫々各州及び人民に留保されているものとする。」

2) 抽稿「米国公立学校の教科書採択をめぐる判例動向」『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集』第8巻pp.53～60を参照されたい。

3) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503, 89 S. Ct. 733 (1969).

本件は、言論・表現の自由を根拠とする教師・生徒の権利を中等学校の校内においても認める判断を下し、きわめて注目される事件である。

- 4) 拙稿「米国地方教育委員会の教材決定権 — 近年の連邦判例の検討を通して — 」『日本教育行政学会年報』第9巻pp.233～250を参照されたい。
- 5) 本件において問題とされた「不快図書」は、以下に挙げる書物であり、具体的にはその「わいせつ性」が問題とされた。
 1. “Slaughter House Five” by Kurt Vonnegut, Jr.
 2. “The Naked Ape” by Desmond Morris .
 3. “Down These Mean Streets” by Piri Thomas.
 4. “Best Short Stories of Negro Writers” edited by Langston Hughes.
 5. “Go Ask Alice” of anonymous authorship.
 6. “Laughing Boy” by Oliver LaFarge.
 7. “Black Boy” by Richard Wright.
 8. “A Hero Ain’t Nothin’ But A Sandwich” by Alice Childress.
 9. “Soul On Ice” by Eldridge Cleaver.
 10. “A Reader for Writers” edited by Jerome Archer.
 11. “The Fixer” by Bernard Malamud.
- 6) 注 1)を参照。
- 7) New York Constitution Article I Bill of Rights § 8, Freedom of speech and press.
- 8) Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free School District., 474 F. Supp. 387 (E. D. N. Y. 1979).
- 9) Id., F. Supp., at 388.
- 10) Id., vacated and remanded, 683 F. 2d 405 (2d Cir. 1980).
- 11) Id., F. 2d, at 417.
- 12) 田中和夫『英米法概説』有斐閣 1981, p. 181.
- 13) 青木宏治「公立学校図書館検閲事件」『季刊教育法』50巻, 1983, p. 204.
- 14) Board of Education v. Pico, 102 S. Ct. 2806 – 2812.
- 15) Id., S.Ct. 2808.
- 16) Id., at 2808.
- 17) Id., at 2809.
- 18) Keyishian v. Board of Regents, 385 U. S. 589, 87 S. Ct. 675, 17 L.Ed. 2d 629(1967).
- 19) Board of Education v. Pico, supra at 2809.
- 20) Id., at 2810.
- 21) Id., at 2812 – 2817.
- 22) Id., at 2814.
- 23) David Schimmel; The Limit on School Board Discretion : Board of Education v. Pico, “West’s Education Law Reporter” vol. 6, 1983, p. 291.
- 24) Board of Education v. Pico, supra at 2817–2826.

- 25) David Schimmel, *op. cit.*, pp.292-293.
- 26) Board of Education v. Pico, *supra* at 2827-2835.
- 27) *Id.*, at 2835.
- 28) N. E. A. News Service, Wash., D. C., June 29, 1982, p.2.
- 29) David Schimmel, *op. cit.*, p. 297.
- 30) *Id.* p. 297.
- 31) New York Times, June 26, 1982, p. 10.
- 32) Board of Education v. Pico, *supra* at 2806.
- 33) 本件において、各判事の意見がさまざまな点で対立し、統一した見解が示されない背景の1つに「学校図書館をも含む公立学校の本来の役割」認識の相違が考えられる。Blackmun 判事は学校図書館をも含む公立学校を「思想の多様性尊重の教授の場」と考えるために、公的教育課程や教科書にもすべて「政治的中立性」という枷をはめ、教育委員会の権限をきびしく監視しようとする。反対意見の判事らは公立学校を「地域社会の信任を得た教育委員会が一定の価値基準で選択した情報・思想の教授の場」とした上で、学校図書館をその「役割補完」ととらえるために、教育委員会の図書排除権に対する生徒の異議申し立ての主張を認めない。これらに対し、多数意見は公立学校の役割をそのいずれの要素をも含むと考えるために、教育委員会の基本的価値教授の権限と生徒の自ら希望する情報・思想の入手権の両者を対立的にはとらえず、むしろそれらを調和的に保障しようと努力する。その具体的方策の1つとして、多数意見は学校図書館に独自の役割を与えることにより生徒の「情報・思想の入手権」を設定し、反面、公的教育課程や教科書においては従来どおり教育委員会の基本的価値教授の権限を重視しているものと思われる。
- 34) David Schimmel, *op. cit.*, p. 285.

<Summary>

“Students’ Right to Recieve Information and Ideas”
in the Educational Case of the United States
— significance and problem in the “Board of
Education v. Pico” of the U. S. Supreme Court —

Kazuhiro Koga

During recent years, the federal courts have been sharply split over the scope of school board discretion to remove controversial books from their libraries. In 1972, the Second Circuit judged that library books had no tenure, that boards had the same broad discretion to remove books as to select them, and that the removal of controversial books as to select them, and that the removal of controversial books generally posed no constitutional questions. In contrast, the Sixth Circuit held that school boards do not have the right to remove controversial books because of the social and political tastes of their members. And in 1978 a district court judge in the First Circuit ruled that library censorship violates the First Amendment right of students to read and be exposed to controversial thoughts and language.

In these circumstances arose the “Board of Education v. Pico” judicial case, a school library controversy that split the Second Circuit in 1980 and led the U. S. Supreme Court to grant certiorari. Most people assumed that the High Court would agree to review the case to resolve this judicial confusion and finally clarify the scope and limits of school board discretion in removing controversial books. Some expected the Court to further and suggest guidelines for selecting and de-selecting texts and other curriculum materials. But the Supreme Court did far less. On June 25, 1982 it handed down a splintered five to four decision that sent the case back to the district court for trial and presented the public with seven diverse opinions. They included a fascinating panorama of judicial perspectives but contained no clear majority holding on the constitutional issues.³⁴

Nevertheless, this case is an important decision that gives educators substantial guidance on how to approach library book controversies without violating the Constitution. Therefore, this article outlines each major opinion, highlighting the framework of judicial principles that both board of education and students may apply not only in library cases but also in a wide range of other conflicts relating to administrative authority and intellectual freedom in the public schools. In addition, the article considers the implecation of the plurality opinion, its significance and problem.

高松短期大学研究紀要

第 15 号

昭和60年3月15日 印刷

昭和59年3月25日 発行

編集発行 高松短期大学

〒761-01 高松市春日町960
TEL (0878)41-3255

印刷 高東印刷株式会社
高松市東山崎町596番地